

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

11 番、齋藤猛君より、欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、議案第 16 号、日程第 2、議案第 17 号、日程第 3、議案第 18 号、日程第 4、議案第 19 号、日程第 5、議案第 20 号、日程第 6、議案第 21 号、日程第 7、議案第 22 号、日程第 8、議案第 23 号、日程第 9、議案第 24 号までを議題とします。

議案第 16 号から議案第 24 号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、酒井右一君、登壇願います。

〔予算特別委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（酒井右一君） 令和 8 度只見町議会 3 月会議において、予算特別委員会審査報告をいたします。

予算特別委員会の審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会木々規則第 77 条の規定により報告いたします。

本件は、令和 8 年 3 月 9 日、10 日、11 日の 3 日間にわたり委員会を開催し慎重に審査しました。

記の 1、議案 16 号 令和 8 年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件においては、次の意見を付して採択すべきものとした。

当初予算における一般財源の状況を見ると、町税などの自主財源が少なく、地方交付税や基金繰入が歳入の大きな割合を占めております。町税や地方交付税の減少が見られる一方で、繰入金も増加が見られます。このことから、今後の財政見直しを踏まえた計画的な財政運営が必要であります。

また、今回のように継続費として多額の予算が計上されるなど、大きな投資を進める際には、議会が十分な審議を行えるよう、事業の必要性や財政への影響について丁寧な質問求められます。限られた一般財源の中で持続可能な財政運営を図るとともに、議会との十分な情報共有のもと、慎重な予算執行に努められることを求める。

2です。議案第17号 令和8年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとなりました。

3、議案第18号 令和8年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

4、議案第19号 令和8年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第20号 令和8年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

裏面をご覧ください。

6、議案第21号 令和8年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第22号 令和8年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第23号 令和8年度只見町簡易水道事業会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第24号 令和8年度只見町農業集落排水事業会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、委員長から報告ありました。

これに対し、何か質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） なし。

質問なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

次に、議案ごとに順次、討論・採決を行います。

日程第１、議案第１６号 令和８年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論ですか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

４番、菅家忠君。

○４番（菅家 忠君） ４番、菅家でございます。

本議案に予算委員会の際に修正案を出した立場でありますので、本議案に関しては反対の立場から討論させていただきたいと思います。

反対に至った経過と理由というものは、質疑の場と、あとは総括の意見のところで皆様に共有できていると思いますので割愛をさせていただきたいと思います。

短く申し上げます。

物事にはですね、順番というものがあるんです。その順番をすっ飛ばすと、やりたいことができなくなったり、欲しいものが得られなかったり、大事なものが守れないということがあるのは、本件で皆様、よくおわかりいただけたと思います。

この場にいらっしゃる皆様は、よくわかっていただいたと思います。

ですよね。

これで反対討論を終わります。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

１０番、鈴木好行君。

○１０番（鈴木好行君） 執行部に対する意見は、ここの予算特別委員会での審議のとおりでございます。そこは菅家委員と同じ気持ちでございます。

ですが、結局、執行部の不手際を町民に押し付ける形になるのではないのかなというふうな立場から、我々は町民の利益を最優先すべきであると思います。ですから、スキー場の運営に関してはスムーズな運営を求めるものであり、この原案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、反対者の討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 次に、賛成者の討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定するに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第16号 令和8年度只見町一般会計予算は可決されました。

次に、日程第2、議案第17号 令和8年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありますか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸です。

反対討論です。

特に、この会計の中で国民健康保険税、県の納付金、増額となっております。最終的な改定は6月になりますけれども、税率が改訂され、町民への負担が大きくなることが予想されるため反対いたします。

特に、この国民健康保険税の関係。そして、今、国の政策の下で進められている広域化。これは後期高齢者にとってみれば、もう一目瞭然で、町民の負担が益々増えていく。このことには私は怒りを禁じえません。

特に、広域化が始まって、全国知事会、市長会、町村会、全てが国に対して国民健康保険税料の減税をする立場から1兆円の予算要望を政府に行ってきております。しかし、それにはまともな国の対応もございませんでした。その結果、町民に、国民に大きな負担を強いる結果となってまいります。これは町の努力というよりも、町の裁量がなくなって、国の方針によってどんどん医療制度が改悪されていく、その一環でありますけれども、町民に負担を強いる、そういう点から反対をいたします。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第１７号 令和８年度只見町国民健康事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定するに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第１７号 令和８年度只見町国民健康事業特別会計予算は可決されました。

次に、日程第３、議案第１８号 令和８年度只見町国民健康保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定するに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第１８号は可決されました。

次に、日程第４、議案第１９号 令和８年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

反対。

反対討論を許可します。

○８番（山岸国夫君）　８番、山岸国夫です。

反対討論を行います。

これも、町の責任というよりも、国の政策の最たる、最悪なものだと思います。７５歳で線引きをして、そして、医療費がかかれば、その分も保険料に跳ね返る。そういう点ではほとんど７５歳以上と言え、年金生活者が多い。低所得者も多いわけです。お金がなければ医者にかかるなというような制度と私は思っております。そういう意味で、また同時に、保険料に関しては、４０歳以上７５歳以下、全ての保険加入者にこれも、失礼しました。今訂正します。

要するに、国民負担が益々増えていくという内容でありますので反対であります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　これから議案第１９号　令和８年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定するに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君）　起立多数です。

よって、議案第１９号　令和８年度只見町後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、日程第５、議案第２０号　令和８年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第6、議案第21号 令和8年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第7、議案第22号 令和8年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第８、議案第２３号 令和８年度只見町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第２３号は可決されました。

続いて、日程第９、議案第２４号 令和８年度只見町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第２４号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて、報告第2号 只見町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてが提出されました。

この2件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号、報告第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

配付してください。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第1、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それではご説明申し上げます。

ただ今配付させていただきました議案書によります。

同意1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

住所、只見町大字小林字七十苅586番地。氏名、角田行雄。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤孝義君） ただ今の出席議員数は１０名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に４番、菅家忠君、５番、目黒道人君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、１番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票。有効投票のうち賛成 10 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

○議長（佐藤孝義君） 次に、追加日程第 2、報告第 2 号 只見町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について報告を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 報告第 2 号 只見町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてご報告申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 1 項の規定によりまして、福島県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、只見町新型インフルエンザ等対策行動計画を変更いたしましたので、同条第 6 項の規定により報告をさせていただきたいと思います。

当該計画につきましては、新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活や経済への影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策について示したものでございます。

平成 26 年に一旦、策定をさせていただいております。

今回、新型コロナの対応を踏まえまして、政府の行動計画及び県の行動計画が変更されま

したので、併せて町の計画も変更をするものでございます。

対応を準備期、初動期、対応期に分けて記載をさせていただきまして、ワクチンや物資にかかる項目が以前の計画からは増えているという内容になってございます。

なお、この計画につきましては、南会津保健所の確認を終えての計画の変更とさせていただいております。

以上、報告でございます。

○議長（佐藤孝義君） 以上で報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第10、陳情8－4 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

お諮りいたします。

陳情8－4については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情8－4については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情8－4を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情 8－4 については採択とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 11、発議第 1 号 只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中野大徳君。

1 番、大徳君。

〔1 番 中野大徳君 登壇〕

○1 番（中野大徳君） 発議第 1 号 只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例であります。

提出者、私であります。賛成者、議会議員、鈴木好行。以下、小沼信孝、矢沢明伸、齋藤猛、平山真恵美、角田誠であります。

只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。

只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

只見町議会議員の定数を定める条例、平成 12 年条例第 25 号、の一部を次のように改正する。

本則中、12 人を 10 人に改める。

附則。この条例は、交付の日から施行し、この条例による改正後の只見町議会議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提出の理由。令和 8 年 2 月会議でなされた、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の報告に基づき、議員定数の削減を行うため提案するものであります。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なければ、これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君）　これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対者。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君）　反対の討論を行います。

この件は、定数と報酬に関する特別委員会の少数意見として詳しい意見を留保しております。配付もしております。

さて、議会議員の定数を減らせば、元に戻すことは現状、ほとんど不可能です。議員定数の削減の理由として、人口減少だけが問題視されているが、定数は人口のみで判断するものではありません。本町は二度の合併を経て、3 地区 27 集落の地域事情を抱えており、それぞれの地域事情を抱えており、住民の声を聴き、調査し、確認する議会機能の維持が特に重要であります。特に、過疎・高齢化が極端に進む本町について、このことを行うには慎重でなければなりません。

また、定数 12 人を下回れば、二つの常任委員会の維持が困難となる可能性があり、少数意見の留保という民主的な制度が実質的に成り立たなくなることが考えられます。

結果として、議会の多様性が失われ、審議の厚みも損なわれます。今議会のように大規模事業や条例、予算提案についても熟議を欠いたまま議決をせざるを得ない場面が増え、つまり、議会の耳、目、口である監視機能、議論、その力が弱体化することがおおいに懸念されます。

特に今回問題となったスキー場の改修や今後の計画されている大規模事業にも波及するでしょう。

覆水盆に返らずであります。

以上の理由から、本条例には同意できず反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

討論ありませんか。

なければ、これで討論を終わります。

これより発議第1号 只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、発議第1号 只見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第3、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君、登壇願います。

9番、登壇ください。

〔9番 矢沢明伸君 登壇〕

○9番（矢沢明伸君） それでは、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明いたします。

提出者は私、矢沢明伸。賛成者は酒井右一、平山真恵美、小沼信孝、菅家忠であります。

それでは、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

裏面の案をご覧ください。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

2025春闘では、過去最高水準の…

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 説明省略の意見が出ました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なければ、提案者は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の申し出

○議長（佐藤孝義君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそうように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　ただ今、議長から発言の許可をいただきましたので、令和８年只見町議会３月会議が散会されるにあたり一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本３月会議は、去る３日から本日１２日までの１０日間という長きにわたりましてご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

また、当初予算につきましては、特別委員会を設置していただき慎重にご審議賜ったこと重ねて御礼申し上げます。

そして、一般質問につきましては１０名の方からご質問をいただきました。

特に八十里越関係で３名の方から、朝日診療所関係で２名の方々から。そしてあの、将来へのご提言ということで、教育施設、未来につなぐまちづくり、今後の雪まつりの在り方、ＤＸ、振興計画という、町の将来に関わるご質問をいただいております。

また、現実を直視し、薪ボイラー、生ごみ、免許返納、空き家対策、労働者の賃金ということで、現実に直視された課題からのご提言をいただきました。それぞれ貴重な一般質問を賜りまして本当にありがとうございました。

我々も日々、町民の方々の声に耳を傾け、広報広聴活動含め、取り組んでいるところでございますが、改めて議員の皆様からこのような貴重な課題、ご提言、考え方ということをしていただけることは非常に大切なことだと思っておりますので、一つ一つ、答弁にのみ留まらず、それを確実に一つ一つ、改善並びに実行していくという態度が求められていることは申すまでもございませんので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。

それからあの、各条例案、今年は、今回は、ユネスコエコパークを推進する条例ということで、只見町としては一つのまちづくりの大きな、また指針といいますか、第八次振興計画に続く町の条例ということで、福島県内の地方紙のみに留まらず、経済新聞のほうにもその記事を取り上げていただきました。やはり、それだけの注目があるものということだと思っておりますので、その辺のところをきちんと理解し、これから職員含め、町民の方々にご理解いただくように努めながらまちづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

そしてあの、予算審議の中で本日、可決いただきましたけども、特に一般会計につきまして、様々な反対討論や付帯の意見もちょうだいしてございます。このことはとりもなおさず、我々の力不足、丁寧さに欠けるということに起因しておるというふうに思っておりますので、改めまして今後も様々な事業がありますので、今回のことをしっかりと反省し、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに思います。

そして、加えまして、財政面でございますが、これも我々の説明がまだまだ足りない、また丁寧さに欠ける一因かとも思いますが、やはり基金で言う、財政調整基金と減債基金、この二つの基金は基本的な町民サービスを運営していくための基金でございます。ですから、まずは財政調整基金と減債基金が著しく減らないように、減債基金は借金を返すための基金ですから、それに伴って借金が減れば、別に減債基金が減ってもいいんですけど、やはり財政調整基金が一つの目印かなというふうに思っております。

それとは別に、特定目的基金ということで、公共施設再生基金とか、再生整備基金とか、地域振興基金、教育施設整備基金というのは、それぞれの目的を達成するための基金でございます。直接的に基本的な町民サービスを運営するための基金というよりは、それぞれの目的を達成するための基金でありますので、その特目基金を取崩したからといって、直ちに町の財政運営に大きく影響を及ぼすという考え方ではなくて、それはその事業を遂行していくための貴重な基金だということの説明をこれから意をさらに用いてまいりたいなというふうに思っております。

また、今回の様々な質疑通じまして、私はじめ、ここに出席しておる職員も様々な気づき、反省点、いろいろな思いを受け止めたと思いますので、この後、直ちに庁議を開催し、そのことを共有していきたいというふうに思っております。

そして、加えまして、この当初予算を執行していくにあたりまして、今後、中下旬になりますが、職員への人事異動の内示をし、4月1日付けで定期人事異動を行いまして、この新たな行財政がしっかりと執行できるような大勢も改めて固めてまいりたいというふうに考えてございます。

今年、まだまだ、八十里の開通が正式開通の発表はございませんが、いずれ、今年秋か、来年の夏という方向性は変わっておりませんので、それに向かいまして要望活動とともにきちんとしたまちづくりを進めてまいりたいというふうに思いますので、様々な課題ある中で、引き続き大変お世話になりますが、どうかご指導・ご鞭撻を賜りたいというふうに思います。

そして、結びにあたりまして、皆様のご健勝、益々のご活躍をお祈り申し上げまして、令和8年3月会議の散会にあたりまして御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 私からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の３月会議は、通算１０日間の長い日程でありましたが、令和８年度の重要な町政執行に係る条例、予算等の審議でありました。

令和８年度予算は、自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳しい内容でありましたが、予算特別委員会を設置し、議員各位の慎重審議をいただき、予定どおり終了することができました。

誠にありがとうございました。

３月会議におきましても、一般質問等を含め、貴重な提言、厳しい意見等が多く出されます。

町執行部におかれましては、それらに十分留意され、町政の健全な運営にあたってくださいますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、待ちに待った春を迎え、何かと忙しくなりますが、身体に十分留意され、町民の福祉と町政の発展のために、なお一層ご奮闘いただきますようご祈念申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前１０時５６分）